

庶発第1,003号 昭和36年12月19日

内閣総理大臣 池田勇人 殿

日本学術会議会長 和達清夫

第2室戸台風による研究施設の災害復旧について(勧告)

標記のことについて、本会議第35回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

第2室戸台風は、高潮などによつて、関西諸都市に大きな災害をもたらした。

政府は災害の復旧に努力をかたむけているが、科学研究施設の復旧には、その特殊性を十分に留意し1日も早く研究再開ができるよう措置されたい。

なお、第2室戸台風による研究施設の災害は極めて広範なものであるが、大阪大学理学部における災害の事情を事例の1つとして参考までに別紙を添付する。

(別紙)

大阪大学理学部における第2室戸台風による災害復旧額調

(大阪大学提示の資料により作成)

区 分	大阪大学最終申請額 (万円)
理 学 部	
物 理 教 室	3,484
原 子 核 研 究 所	12,250
極 低 温 実 験 室	3,257
化 学 教 室	4,693
生 物 学 教 室	1,185
共 通 設 備	2,434
計	27,303
(参考)	
建 物 関 係 復 旧 費	2,555
設 備 や 品 復 旧 費	27,303
消 耗 品 復 旧 費	1,796
応 急 対 策 費	38
計	31,692

庶発第1,026号 昭和36年12月25日

内閣総理大臣 池田勇人 殿

日本学術会議会長 和達清夫

各分野における将来計画推進方策について(勧告)

標記のことについて、本会議第35回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

日本学術会議は、その発足の当初より、一貫して、日本の科学技術振興のため努力をつづけてきた。既に、1957年、基礎科学研究体制確立についての5要綱を提起し、その後、1958年、基礎科学振興に関する声明を発し、また、1961年第33回総会において、基礎科学振興5原則を決議したこともすべてその線に沿うものである。

以上の諸決議の主旨に則り、1960年来原子核特別委員会において、原子核研究の将来計画についての検討が行われ、1961年8月、計画の概要を政府に示した。

この仕事は、科学者が、独自の立場から研究の具体的な方針を示しているという面から見て、また、各大学、研究所の予算について、全国的な視野に立つて体系的にこれを検討したという意味で重要な業績であると考える。

政府は、このような面における科学者の努力を正当に評価し、今後科学の各分野においてこのような検討が一層活発に行われるよう、援助されたい。また、その結論の遂行についても、国家的見地に基づいて予算の編成の際十分尊重されるよう勧告する。

- 添付資料 1. 基礎科学の研究体制確立について（要望）
2. 基礎科学振興に関する声明
3. 基礎科学振興5原則に関する声明
4. 「原子核研究将来計画昭和37年度概算要求に関する日本学術会議原子核特別委員会の見解」について

添付資料 1

庶発第23号 昭和32年1月12日

内閣総理大臣 石橋湛山 殿

日本学術会議会長 茅誠司

基礎科学の研究体制確立について（要望）

標記のことについて、本会議第22回総会の議により、ここに下記のとおり要望します。

記

わが国の基礎科学の研究体制を確立し、その振興を図るため、政府が次の五つの要綱につき、その実現のため、ただちに調査検討に着手し、日本学術会議と協力して、適切な解決策を講ずることを要望する。

第1要綱：研究施設、研究要員、研究費に関しては、一般水準向上の要望が満足されなければならない。とくに大学における基礎科学の講座充実を図らなければならない。

第2要綱：共同研究の体制は、基礎科学進歩のために必要欠くことのできないものであるから、研究グループの組織を促進し、研究センターの設置を図るべきである。

第3要綱：流動研究員制度を導入すべきである。

第4要綱：日本学術会議のなかにおいて、国内の研究連絡をはかり各専門分野の交流をよくし、また上述の流動研究員制度、研究グループ、研究センターの運営について、各専門分野ごとに常時調査し、学界の自主性において基礎科学研究の長期計画を検討するため、研究連絡委員を拡充、強化することについて考慮すること。

第5要綱：現在各省には、その業務上、強力な基礎科学の調査あるいは研究の組織をもつものが少な

くない。これらの資料が現在以上に総合的に活用されるならば、基礎科学の進歩に寄与することができわめて大きいと考えられる。関係各官庁が特にこの点に協力されることを要望するとともに、これらの研究あるいは調査が全国的な研究体制によつて計画的に遂行されることも一層望ましい。

添付資料 2

基礎科学振興に関する声明

日本学術会議 第27回総会

(1958年10月)

技術革新の基盤である基礎科学の進歩は、欧米では最近飛躍的なものがあり、わが国とのひらきは益々増大しつゝあることがあきらかである。わが国としては、今日直ちに強力な施策をもつて、基礎科学の研究全般にわたり、水準の飛躍的な向上、内容の画期的な充実を図り、これによつて、科学、技術の強固な基盤を培養しなければならない。もし、これを放置するならば、数年ならずして、わが国の科学技術は、多くの重要な分野において国際水準から脱落せざるをえず、その前途はまことに憂慮すべきものがある。

日本学術会議は、政府が、この点に関し、従来本会議が要望してきたところに基づき、有効適切な措置を速かに講ぜられることを強く切望するとともに、この事態に関し、広く国民の理解と支持とを望むものである。

添付資料 3

声 明

1961. 4. 27

日本学術会議 第33回総会

日本学術会議は、かねてより基礎科学振興につき多くの努力を重ねてきたが、この際、次の諸原則を確認し、全国の科学技術者とともに、その目的を実現のため一層力を尽すことを声明する。

1. わが国の科学技術が健全な発展をとげるためには、研究費の国民総所得に対する割合を画期的に高め、とくに基礎科学分野の比重が従来低かつたことを改めねばならない。また、基礎科学の分野における有能な人材を養成し、十分な研究者数を確保することも極めて肝要である。

これらの点については、日本学術会議が中心となり、長期的見通しに立つて、その方針を討議決定すべきである。

2. 基礎科学の発展は、科学の内的な要求にしたがい、科学者自身によつて将来計画を討論し、作りあげることによつて可能となる。

このような計画を作りあげ実行することは、科学者の権利であり義務である。日本学術会議は基礎科学の各分野にわたつて将来計画を作り出す中枢とならねばならない。

3. 科学の健全な成長を保障するためには、日本学術会議第22回総会において要望された基礎科学研究体制5要綱の線を更に発展させた新しい研究体制を作り出さねばならない。

4. 科学がそれ自身自由に発展し、またその成果が正しく用いられるためには、研究はすべて公開されることが必要である。

5. 科学者が必要な研究費を要求する権利は、学問を世界人類の平和と国民の幸福に役立たせ、文化を進展させる責任を果すことによつてのみ生ずる。

科学の成果がいかに使われるかについても、科学者はその責任を分担せねばならない。

添付資料 4

庶発第606号 昭和36年8月2日

文部大臣 荒木萬寿夫 殿

日本学術会議会長 和達清夫

「原子核研究将来計画昭和37年度概算要求に関する日本学術会議原子核特別委員会の見解」について（伝達）

本会議原子核特別委員会において取りまとめました標記のことについて、別添のとおり伝えいたしますから、よろしくお願ひします。

（別添）

原子核研究将来計画昭和37年度概算要求に関する

日本学術会議原子核特別委員会の見解

日本学術会議原子核特別委員会

委員長 坂田昌一

わが国の原子核物理学の研究は基礎物理学研究所、乗鞍宇宙線観測所、原子核研究所の3共同利用研究所の設立によって大いに促進され、各大学における研究活動の増進と相まって数多くの成果をあげてきましたが、この分野の研究の発展はきわめて急速なので更に一層の研究の充実強化を必要としています。

原子核特別委員会はこの問題について昭和34年以来討論を重ね各方面の協力を得て原子核研究将来計画を練りつゝあります。

日本学術会議第33回総会において基礎科学振興について5原則の声明が行われましたが、本委員会はその趣旨に沿つて原子核研究将来計画を完成し実行するため、更に深い討論を重ね、第4部会を経て総会の支持を得ることを期待しています。

しかしながら本将来計画の一部には在来の研究の延長として早急に実現を要する若干の研究計画があり、これらに必要な経費は既に共同利用研究所、各大学を通じて昭和37年度概算要求として提出されております。

本委員会においては、これらの研究計画がわが国の原子核研究に対して持つ意義を全国的な視野に立つて検討した結果、下記は在来の研究の延長として明年度早急に実現することが必要なものであると判断いたします。

記

- (1) 原子核物理学研究に必要な各大学の整備拡充
- (2) 原子核研究所関西支所の設置
- (3) 原子核研究所における宇宙線研究特別事業
- (4) 原子核研究所における高エネルギー加速器特別事業
- (5) 基礎物理学研究所の充実及び大型電子計算機設置

なお、研究計画の詳細に關しては「原子核研究将来計画」（1961年7月）を参照されたい。